

企業会計基準委員会 御中

平成18年 4月 18日
中央青山監査法人
業務管理本部

実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」の公表に対する意見

平成18年3月16日に貴会より公表されました標記公開草案に対する意見を提出いたします。よろしくご査収くださいますよう、お願い申し上げます。

【意 見】

◆ 本公開草案の主旨に同意する。

今回の法令改正からは、下記の理由により厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の適用を見直すべきとの意見は採用しえないと考える。

したがって、当面必要と考えられる給付現価交付金の会計処理を示した本公開草案の主旨に同意する。

【理 由】

1. 今回の法令改正によって、会計的観点から明らかとなったことは、政府から給付現価交付金を支給するという事項だけである。給付額に対する変更は行われていない。

したがって、当該交付金の会計上の取扱いを明らかにすれば足り、将来の給付を合理的に見積もりその発生部分の現在価値により算定する退職給付債務の評価方法を変更する必要はない。

2. 今回の法令改正において、免除保険料率の凍結解除がなされ、最低責任準備金を超える負担が事業主に及ばないとの判断のもと、代行部分の債務を退職給付債務ではなく、最低責任準備金にすべきとの意見もある。しかし、これは以下の観点から採用できないと考える。

(ア) 最低責任準備金は代行部分のあるべき債務を示していない。

今回の法令改正により、厚生年金基金の財政運営上、代行部分債務額の基準として、最低責任準備金と過去期間代行給付現価の2種類が明示された。

このうち、基金運営上の本来あるべき代行部分債務は過去期間代行給付現価と考えられるものの、従前の財政運営基準との継続性等に配慮した結果、最低責任準備金が基金運営上の代行部分債務とされた。

しかし、現行の最低責任準備金は単純な転がし計算によるものであり、過去期間代行給付現価のように将来の給付に基づいたものではない。そのため、最低責任準備金だけを基準として基金運営を行うと、将来資金不足が生じる恐れがある。

給付現価交付金はこのような不健全な状況を回避することが主な目的と考えられ、だからこそ、過去期間代行給付現価と最低責任準備金の差額が一定の乖離状態に達した場合に支給される。

つまり、給付現価交付金の存在自体が、最低責任準備金が経過的に残された指標でしかなく、本来の代行部分のあるべき債務額を表していないことを示している。

このため、代行部分の債務を最低責任準備金で表示することは、実態と異なる情報を財務諸表利用者に提供することになり、認められない。

一方、過去期間代行給付現価も予定利率が3.2%に固定されているなど、基金ごとの実態を十分に反映しているとは言いがたい。そのため、会計上は過去期間代行給付現価と同様の概念であり、かつ個別基金の実態をより反映した退職給付債務をもって代行部分債務とすることが妥当である。

(イ) 事業主の負担が最低責任準備金を超える場合がある。

最低責任準備金を超える負担が事業主にないのであれば、給付現価交付金自体が必要ないはずである。もしくは、ある一定時点における退職給付債務と最低責任準備金の差額全額について、将来の利率変動等にかかわらず支給されることが明定されるべきである。

しかし、現状では給付現価交付金の支給には一定の条件を満たす必要があることから、これを満たさない場合は、少なくとも現時点の最低責任準備金と過去期間代行給付現価の差額を、事業主が運用リスクという形で負担することは自明である。これは、前提条件次第で給付現価交付金の収入現価が、過去期間代行給付現価と最低責任準備金の差額と数理的に同額とならないケースがあることからも明らかである。

最低責任準備金は非継続企業を前提とした場合の概念でしかなく、最低責任準備金を超える負担がないとの考え方があるが、この考え方は厚生年金基金が解散又は代行返上しなければ経済実態として実現しないものである。

つまり、継続企業を前提とするかぎり、現時点における最低責任準備金を超える負担が将来生じるリスクを事業主は負っている。

したがって、会計上、代行部分の債務を最低責任準備金とすることはできず、過去期間代行給付現価と同様の概念でありながらより個別基金の実態を反映している退職給付債務で評価することが妥当である。

以 上